

令和7年度

大阪府農薬管理指導士 研修受講案内 養成研修

新規に大阪府農薬管理指導士になれる方用

※受講・認定は無料です。

※受講を希望される方は必ずお読みください。

- 1 受講の流れ……………2ページ
- 2 受講資格……………2ページ
- 3 申し込み方法……………3ページ
- 4 研修の受け方……………3ページ
- 5 アンケートの受け方……………4ページ
- 6 認定証……………4ページ
- 7 問い合わせ先……………5ページ

大阪府HPはこちら

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/syokunoanzen/r7kanrisidousi_annai.html



大阪府環境農林水産部農政室

1 受講の流れ

- ① 「受講資格を満たしているか」を確認する。
- ② 受講を申し込む。
- ③ 研修を受講(動画を視聴)する。
- ④ 「養成研修確認テスト」を記入・提出する。
- ⑤ (合格点に達していた場合)認定証を受け取る。
(合格点に達していなかった場合)再テストを記入・提出する。→ 認定証を受け取る。

2 受講資格

分 類	対象者の例	受講要件 (それぞれ全て満たしている方が対象)
農薬販売者	・農薬を販売している方 ・農薬メーカーや農薬販売業者(JA、農薬店等)にお勤めの方 など	・満18歳以上。 ・農薬販売の実務経験が概ね2年以上ある。 ・事業場の所在地(勤務地)が府内にある。
防除業・ゴルフ場	・農薬による防除を行っている方(ドローンによる農薬散布を含む)(造園業等) ・ゴルフ場にお勤めの方 など	・満18歳以上。 ・農薬による防除の実務経験が概ね2年以上ある。 ・事業場の所在地(勤務地)が府内にある。 ※植物検疫くん蒸者を除く。
農業指導者	・農業生産者の方 ・農業を指導されている方 ・農産物販売店(直売所等)にお勤めの方 ・農業大学校専攻生 ・JA営農指導員もしくは普及指導員の方(経験年数不問) など	・満18歳以上。 ・農薬の使用や指導に関する実務経験が概ね2年以上あり、下記①②のいずれかに該当する。 ①農薬適正指導に関して指導的立場にある。 ②概ね1年以内に指導・助言を行う予定がある。 ・事業場の所在地(勤務地)が府内にある。 ※農薬の使用者に対して指導・助言を行なっているJA営農指導員、普及指導員は経験年数不問。
毒物劇物取扱責任者	・毒物および劇物を取り扱っている方 など	・満18歳以上。 ・他府県を含む毒物劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する(一般毒物劇物取扱者試験、または農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した方)。 ・府内に在住、もしくは勤務地等(在学含む)がある。
その他	・知事が認める方 ・認定期間が満了した方 など	下記①②のいずれかに該当する。 ① 令和3年度以前の「大阪府農薬管理指導士認定証」を有する。(4年度認定の未更新失効者は更新研修受講可なのでそちらを受講してください) ② 期間失効した農薬管理指導士に準ずる資格(他都道府県もしくは農薬取扱者関係団体が実施する本事業と同種の事業による)を有する。 ※農薬取扱者関係団体が実施する本事業と同種の事業とは(公社)緑の安全推進協会の「緑の安全管理士」をいう。

3 申し込み方法

令和7年12月1日(月)9時 から 令和7年12月24日(水)17時まで

大阪府行政オンラインシステムからお申し込みください。(PC,スマホで可能です)

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/befb336c-8bc7-4a27-ab22-d06ea239efea/start>



ジャンプ先の申し込みページの説明をよく読んでから「次に進む」をクリックし必要事項を入力してください。

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスは特に間違いの無いように入力してください。

申込後、事務局で申し込み内容を確認の後、入力いただいたメールアドレス宛てに受付確認メールを送信します。7営業日経ってもメールが届かない

場合はご連絡ください。

※必ず期間内に申し込みをしてください。期限を過ぎての申し込みは受け付けできません。

本年度は行政オンラインシステムの利用者登録(メール認証)を必須としておりませんので企業、組合等で同一共通メールアドレスでの申し込みも行政オンラインシステムで可能です。ひとり分ずつご入力ください。その場合、連絡メールは共通メールアドレスにその都度届きますのでご了承ください。

まとめて複数の方のお申込をされる場合、エクセルシート様式をダウンロードできます。「7 問い合わせ先」をご覧ください。メール添付または FAX でお申込みいただけます。

※行政オンラインシステムの操作に関する問い合わせ先 TEL:06-6910-8001

よくある質問はこちら

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

※大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合はメール、FAX、郵送でのお申込みが可能です。

「7 問い合わせ先 研修全般について」をご覧ください。

4 研修の受け方

令和8年1月13日(火)9時 から 令和8年2月6日(金)17時まで

① 準備いただくもの

○ PC、スマートフォンなどYoutube動画を視聴できる環境 ※通信量にご注意

○ 研修資料

ダウンロード掲載URLは後日、研修動画視聴用URL(期間外には開きません)と合わせてお知らせします。

○ 「農薬概説2025」(一般社団法人日本植物防疫協会発行)

農薬の適正使用について必要な内容がまとめられています。

店頭で販売していない場合は、「お近くの書店を通して注文」もしくは「一般社団法人日本植物防疫協会に直接注文」してご購入ください。

一般社団法人 日本植物防疫協会HP: <https://www.jpapa.or.jp/>

TEL: 03-5980-2181

JPPAオンラインストア: <https://jpapaonlinestore.raku-uru.jp/>

② 研修動画を視聴

視聴用URLは後日メールでお知らせします。(期間外には開きません)

期間内であれば何度でも繰り返し再生できます。

※動画はYouTubeでの配信です。

※視聴できない場合は紙資料を郵送でお送りしますので、「7 問い合わせ先 研修全般について」へ「研修資料の郵送希望」とお伝えください。

- 研修科目（各項目15分程度）※変更となる場合があります。

第1章 農薬一般

第2章 農薬の安全使用

第3章 農薬の適正使用について

第4章 大阪府における農業用ドローンによる農薬散布について

※必ず期間内に研修を受講してください。期限を過ぎての受講はできません。

5 確認テストの受け方 令和8年1月13日(火)9時 から 令和8年2月6日(金)17時まで

必ず研修受講後に大阪府行政オンラインシステムから回答してください。

入力URLは視聴用 URL と同時に後日メールでお知らせします。

※必ず期間内に回答してください。期間内に回答がない場合は認定できません。

※大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合はメール、FAX、郵送での回答が可能です。

「7 問い合わせ先 研修全般について」をご確認ください。

※確認テストは全 15 問です。

合格点に達していない場合は個別にお知らせしますので研修内容を再確認の上「再テスト」にご回答ください。

6 認定証

原則、メール等による電子交付(PDF)になっています(ご自身で印刷可能)。

※申し込み時に「紙の認定証を希望」を選択いただいた方のみ、紙の認定証を郵送します。

電子・紙どちらも認定証は知事公印省略となりますのでプリントすれば同じ物になります。

研修終了後、認定審査会(3月上旬)の審査を経て認定証を電子交付または紙郵送送付で発行いたしますのでしばらくお待ちください。

3 月中に認定証が届かない場合は「7 問い合わせ先 研修全般について」までご連絡ください。

7 問い合わせ先

- 研修全般について

大阪府 環境農林水産部 農政室推進課 病害虫防除グループ
〒583-0862 羽曳野市尺度442（大阪府立環境農林水産総合研究所内）
TEL:072-957-0520(直通)
FAX:072-956-8711
メール: byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

※大阪府行政オンラインシステムで「受講申し込み」ができない方は、下記の提出書類を上記宛先まで FAX または郵送でお送りください。

【受講申し込み 提出書類】

- ① 養成研修受講申込書様式

大阪府HPよりダウンロードもできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/syokunoanzen/r7kanrisidousi annai.html>

※研修に関する連絡はメールでお送りします。必ず連絡のとれるメールアドレスをご記載ください。

電子メールが使えない方、ネット環境がない方は上記までお問い合わせください。郵送または FAX のみでも受講・更新が可能です。

- ② 添付書類(下記該当の方のみ)

他都道府県の本事業と同種の事業により認定を受けている場合または「毒物劇物取扱責任者」区分で受講する場合は、その認定証・合格証の写し。

※PDFデータ、画像データ等によりご提出ください。(郵送・FAXの場合はコピーを)

「大阪府農薬管理指導士資格」はこちらで管理しておりますので添付する必要はありません。

その他お問い合わせ先

- 毒物・劇物および毒物劇物取扱責任者について

大阪府 健康医療部 薬務課 麻薬毒劇物グループ TEL:06-6941-9078

- 大阪府行政オンラインシステムの操作について

TEL:06-6910-8001

よくあるご質問はこちら

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>